

富山市まちなか住宅取得支援事業補助金交付要綱

平成30年5月1日

一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市まちなか住宅取得支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関等 銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、労働金庫法に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合、農業協同組合法に規定する農業協同組合、その他住宅ローン取扱い金融機関をいう。
- (2) 借入金 住宅を新築又は購入することを目的とした金融機関等からの借入金をいう。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第2条第1項第1号に掲げる区域とする。

- 2 補助を受けようとする住宅の敷地は、全部又は一部が前項の区域に含まれていなければならない。

(事業計画の認定)

第4条 前条の区域において、一戸建て住宅を新築又は購入しようとする者は、制度要綱第4条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちなか住宅取得事業計画認定申請書（様式第1号）により、市長に認定の申請を行ない、事業計画の認定を受けなければならない。なお、分譲型

共同住宅を取得する場合は事業計画の認定は不要とする。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 第1項の認定の申請は、原則として新築工事の着工前に行わなければならない。ただし、一戸建て中古住宅及び一戸建て分譲住宅を購入しようとする場合を除く。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。

(1) 富山市の他の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けている者

(2) 建築基準法、都市計画法、その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

(4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(6) 前5号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

5 第3項の規定にかかわらず、何らかの事情により新築工事の着工前に第1項の認定の申請を行わなかった者は、事情説明書（様式第11号）を提出し、その事情がやむを得ないものとして市長が認める者は、新築工事の着工後に認定の申請を行うことができる。ただし、その場合であっても認定の申請は、住宅の取得に伴う登記の日から6月以内に行わなければならない。

（認定の基準）

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申

請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

(1) 制度要綱第1条に規定する目的に即したものであること。

(2) 制度要綱第7条第2項第1号に規定する、まちなか住宅指針の1-1 一戸建て住宅及びまちなか居住環境指針の2-1 一戸建て住宅基準に適合するものであること。ただし、敷地の緑化については、同項第2号に規定する緑化基準によるものとする。

2 前項の認定は、第15条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

(認定の通知等)

第6条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該事業計画の認定の申請をした者に富山市まちなか住宅取得支援事業計画認定通知書(様式第2号)で通知しなければならない。

2 市長は、事業計画について前条第1項の基準を満たしていないと認められた場合には、その旨を当該事業計画の認定の申請をした者に富山市まちなか住宅取得支援事業計画不認定通知書(様式第3号)で通知しなければならない。

(認定計画の変更)

第7条 事業計画の認定を受けた者(以下「事業認定者」という。)は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、富山市まちなか住宅取得事業計画変更認定申請書(様式第4号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、事業認定者の住所の変更や敷地の緑化等、変更内容が建築基準法第6条に規定する建築確認の変更(軽微な変更含む)を要しないものにあつては、富山市まちなか住宅取得支援事業軽微変更届出書(様式第12号)の届出によるものとする。

(認定計画の地位の承継)

第8条 次のいずれかに該当するものは、市長の承認を受けて、当該認定計画に基づく地位を承継することができる。

(1) 事業認定者が死亡した場合等において、現に同居する親族で引き続

き認定計画に従って事業を実施する者。

(2) 認定計画に基づき建設した一戸建て分譲住宅を、事業認定者から売買契約によって取得する者。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市まちなか住宅取得事業計画地位承継承認申請書（様式第3号）に、地位の継承のあった事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかにその旨を当該認定計画の地位承継申請者に通知しなければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第9条 事業認定者は、第6条の規定による認定の通知があった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか住宅取得支援事業中止（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定計画の取消し）

第10条 市長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる建設事業を行ったとき。

(3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第4項各号に該当する者になったとき。

(4) 第6条の規定による認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該通知のあった日から2年以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。

（補助金の額等）

第11条 補助金の額は、住宅の建設又は購入に係る金融機関等からの借入額に対し、100分の3を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1住戸につき50万円を限度とする。

2 前項の補助金の交付は、原則として1住戸につき1回限りとする。

（補助金の交付対象者）

第12条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備

えるものとする。

- (1) 事業認定者又は、制度要綱第7条第2項第1号に規定するまちなか住宅・居住環境指針の1-3共同住宅（取得する場合）の基準に適合した分譲型共同住宅の住戸を購入する者であること。
- (2) 自ら居住するための一戸建て住宅を新築又は購入するために金融機関等との借入契約を締結した者であること。
- (3) 富山市の他の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けていない者であること。

（補助金の交付の申請）

第13条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は事業の完了後、富山市まちなか住宅取得支援補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 提出図書一覧表
- (2) 申請内訳書
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 金融機関等から住宅を新築又は購入するために借入した金銭消費貸借契約証書の写し（金銭消費貸借契約証書を取り交わしていない場合は、金融機関等から住宅を新築または購入するための借入したことが分かるもの）
- (5) 前号の借入の債務を担保する抵当権設定契約書の写し
- (6) 市町村税の納税証明書
- (7) 住宅及び土地の登記簿謄本
- (8) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、住宅の取得に伴う登記の日から1年以内に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の

規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

(3) 暴力団員

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(5) 前3号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不適當であると認める者

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、補助申請者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市まちなか住宅取得支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

4 市長は、第1項の書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、認定の基準を満たしていない場合又は補助金の交付対象者と認められない場合は補助金の不支給を決定し、補助申請者に富山市まちなか住宅取得支援事業補助金不支給決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、補助申請者から提出される富山市まちなか住宅取得支援事業補助金請求書（様式第7号）に基づき、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取り消し)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を

取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、交付決定者に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日までに本要綱第6条の事業計画の認定を受けた者においては、本要綱の規定に関わらずなお従前の規定によるものとする。

別表第1 事業計画の認定申請に必要な図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
誓約書	緑地の維持管理及び第4条第4項に掲げる要件に関する誓約書
事業計画	事業計画の概要
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等
配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積
求積図・求積表	敷地面積、建築面積、床面積、その他の求積図、求積表
各階平面図	方位、縮尺、寸法、間取り
立面図	最高の高さ、最高の軒の高さ